

議第147号 呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市山の手コミュニティセンター、呉市広コミュニティセンター及び呉市早瀬コミュニティセンター（以下「呉市山の手コミュニティセンター等」といいます。）を廃止するものです。

2 廃止する施設の概要

(1) 呉市山の手コミュニティセンター

所在地 呉市山手2丁目3番6号

建設年 昭和48年

施設規模等 鉄筋コンクリート造，3階建て

延べ面積 427.00平方メートル

主要施設 講座室，会議室，第1学習室，第2学習室，第3学習室

【利用状況】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数（件）	31	25	3	1	1
利用人数（人）	657	515	47	2	16

(2) 呉市広コミュニティセンター

所在地 呉市広白岳3丁目6番6-101号

建設年 昭和49年

施設規模等 鉄筋コンクリート造，5階建て（白岳アパート1階部分）

延べ面積 241.60平方メートル

主要施設 集会室

【利用状況】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数（件）	163	75	46	36	59
利用人数（人）	1,877	1,129	270	263	462

(3) 呉市早瀬コミュニティセンター

所在地 呉市音戸町早瀬2丁目54番1号

建設年 平成10年

施設規模等 鉄筋コンクリート造，2階建て

延べ面積 210.08平方メートル

主要施設 和室，調理室，集会室

【利用状況】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数（件）	47	29	18	14	21
利用人数（人）	272	172	65	70	122

3 改正の理由

地区内に会館とコミュニティセンターの2施設がある山の手，広及び音戸の3地区について，各コミュニティセンターの機能をそれぞれ呉市山の手会館，呉市広会館及び呉市音戸会館に集約し，令和5年度をもって呉市山の手コミュニティセンター等を廃止します。

なお，呉市公共施設に関する個別施設計画（令和3年3月策定）において，呉市山の手コミュニティセンター等は令和5年度をもって廃止としています。

4 地元説明

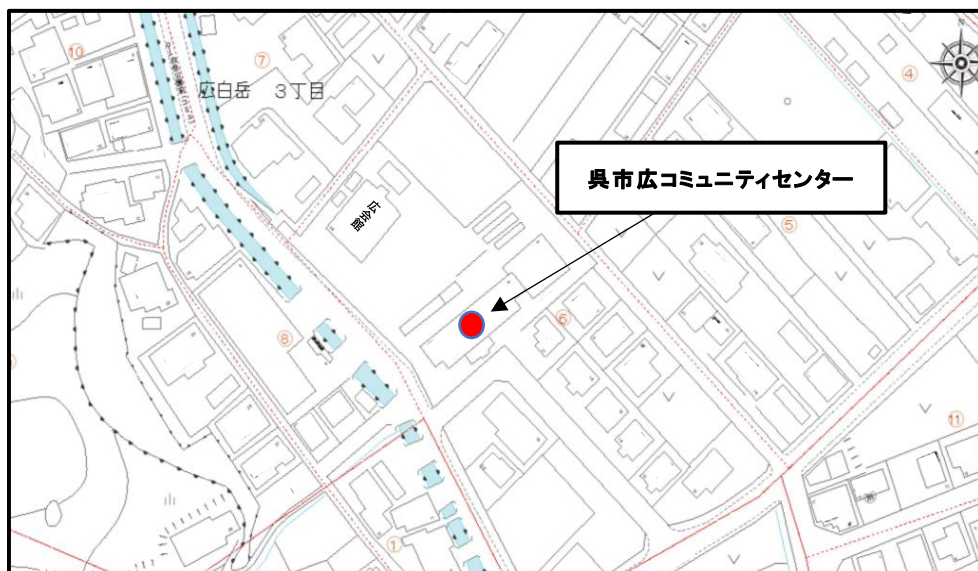
呉市山の手コミュニティセンター等の廃止に先立ち，地元関係者，自治会等に事前説明をしています。

5 位置図

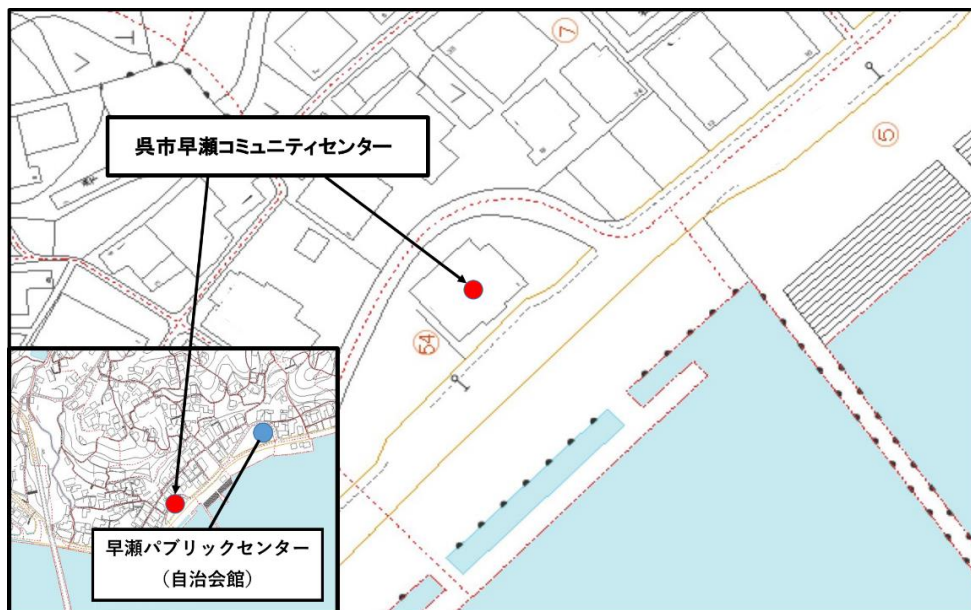
(1) 呉市山の手コミュニティセンター



(2) 呉市広コミュニティセンター



(3) 呉市早瀬コミュニティセンター



6 施行期日

令和6年4月1日